

法科大学院対応状況報告書

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

評価実施年度：令和4年度

対象となる基準	基準3-5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○再試験について、不合格者の救済措置とはならないように実施がなされていない。
対応状況	令和4年度入学者までは、再試験の対象科目を「基礎プログラムに属する科目並びに深化プログラムに属する科目、法曹倫理Ⅰ、法曹倫理Ⅱ、民事実務演習A、民事実務演習B、刑事手続実務A（刑事実務演習A）、刑事手続実務B（刑事実務演習B）、刑事裁判実務演習（刑事実務演習C）及び公法実務演習」としており、再試験を受験するための定期試験の評価点基準も設けていなかったが、「再試験に関する申し合わせ」の改正を行い、令和5年度入学者からは、再試験の対象科目を「基礎プログラムに属する科目」のみとし、定期試験の評価点が55点未満の者は再試験の受験を認めないこととした。
根拠資料・データ	3-5-4-06_再試験に関する申し合わせ

対象となる基準	基準3-5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定について、規則等で適切に定められていない。
対応状況	法学既修者としての認定における単位免除の対象となる科目の区分名を定めるために北海道大学大学院法学研究科規程の改正を行った後、当該区分の必修科目32単位全てを免除（修得単位の一括認定）の対象とすること、及び修了要件単位数を94単位から95単位に変更するために、さらに北海道大学大学院法学研究科規程の改正を行った。
根拠資料・データ	3-5-6-01_北海道大学大学院法学研究科規程の一部を改正する規程（令和4年10月施行） 3-5-6-02_北海道大学大学院法学研究科規程の一部を改正する規程（令和5年4月施行）

対象となる基準	基準3-5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定のうち、対象となる科目の取扱いについて、関係規定が適切に整備されていない。
対応状況	他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関して、対象となる科目が法令に合致した科目となるように北海道大学大学院法学研究科規程の改正を行い、併せて、認定対象となる科目や申請手続き等を具体的に定めた申し合わせを新たに策定した。
根拠資料・データ	3-5-6-02_北海道大学大学院法学研究科規程の一部を改正する規程（令和5年4月施行）（再掲） 3-5-7-03_法科大学院入学前の既修得単位に関する申し合わせ

対象となる基準	基準3-5
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○成績評価の方法について、組織としての方針が授業担当教員に十分に共有がなされておらず、また、周知徹底されていない。
対応状況	「法科大学院における成績評価に関する手引」及び「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」の改正を行い、従来は成績評価基準を「相対評価」とのみ記載していたところ、「100点方式を用いた評価点」を基準とするよう明記した。また、従来は明確に定めていなかった「評価項目」を具体的に定め、「評価項目」と「評価割合」の周知方法（シラバスへの明記、授業内での周知）についても明記した。さらに、前述の改正内容を反映するため、「法科大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の改正を行った。 以上のように、組織としての方針を明確化して授業担当教員で共有したほか、各学期開始時に授業担当教員に改めて周知することとした。
根拠資料・データ	3-5-1-08_法科大学院における成績評価に関する手引 3-5-1-09_法科大学院における成績評価基準のガイドライン 3-5-1-10_法科大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

対象となる基準	基準 3 - 5
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について、シラバス等により学生に周知されているものの、一部の授業科目において、シラバスの記載が不十分であるために、周知が徹底されていない。
対応状況	「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」の改正を行い、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生への周知が徹底されるよう、シラバスに成績評価の基準と方法を記載する際は、具体的な「評価項目」及び「評価割合」を必ず記載すること、及びその際に曖昧な表現は使用しないことについて明記した。さらに、法科大学院の確認体制として、教務委員が新年度シラバスの記載内容を確認し、必要な記載がない場合には修正を担当教員へ指示することとした。
根拠資料・データ	3-5-1-09_法科大学院における成績評価基準のガイドライン（再掲）

対象となる基準	基準 3 - 5
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みが整備されていない。
対応状況	「法科大学院における成績評価に関する手引」及び「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」の改正を行い、学生の学習到達度により客観的かつ厳正に成績評価が行われるよう、「100点方式を用いた評価点」を成績評価基準とすること、及び基準となる評価点毎の到達度について明記した。 その上で、成績判定会議等において「100点方式を用いた評価点」の基準を満たしているかを確認し、必要に応じて成績評価の再検討を要請する仕組みとした。
根拠資料・データ	3-5-1-08_法科大学院における成績評価に関する手引（再掲） 3-5-1-09_法科大学院における成績評価基準のガイドライン（再掲）

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかに☑し、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、(非公表)と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。